

## 上富田町マスコットキャラクター「ひょうたんせんぱい」着ぐるみ貸出要領

### (目的)

第1条 この要領は、各種イベントにおいて上富田町の広報活動を展開することを目的とした、上富田町マスコットキャラクター「ひょうたんせんぱい」の着ぐるみの貸出について必要な事項を定める。

### (貸出対象)

第2条 町長は着ぐるみを業務の支障のない範囲で貸出するものとし、貸出対象は以下のとおりとする。

- (1) 多くの参加者が見込めるイベント等を主催する町内に活動の本拠を置く各種団体及び企業（営利目的で使用する場合を除く。）
- (2) その他町長が適当と認めるもの

### (承認申請)

第3条 着ぐるみを使用しようとする者は、あらかじめ上富田町マスコットキャラクター着ぐるみ貸出承認申請書（様式1号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

### (貸出の承認)

第4条 町長は前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、上富田町マスコットキャラクター着ぐるみ貸出承認通知書（様式第2号）を交付し、着ぐるみの貸し出しを承認するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その貸し出しを承認しないものとする。

- (1) 町及びイメージキャラクターの品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反するとき又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) 不当な利益を得るために利用し、又は利用するおそれのあるとき。
- (6) その他町長が使用について不相当と認めたとき。

2 町長は、貸出承認申請書の内容が前項の各号のいずれかに該当すると認めるときは、上富田町マスコットキャラクター着ぐるみ貸出不承認通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により着ぐるみの貸し出しを承認する場合において、必要な条件を付すことができるものとする。

(使用料)

第5条 着ぐるみの使用料は、無料とする。

(貸出期間)

第6条 着ぐるみの貸出期間は、原則として1週間以内とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 着ぐるみの貸し出しの承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみの貸し出しの承認を受けた目的又は用途のみに使用し、町長の指示する条件に従うこと。
- (2) 着ぐるみを使用して営利目的の活動は行わないこと。
- (3) 貸出期間を遵守すること。
- (4) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- (5) 着ぐるみの使用及び使用後の手入れ等について、別紙の「上富田町マスコットキャラクター着ぐるみ使用上の注意」により取り扱うこと。

(貸出承認の取り消し)

第8条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、その他この要領に違反したときは、町長は、着ぐるみの貸し出しの承認を取り消すとともに、その使用者への貸し出しは行わない。この場合において、使用者に損害が生じたときは、町はその責任を負わない。

(原状復帰)

第9条 使用者の故意又は過失により、着ぐるみを破損又は汚損したときは、使用者は、その修繕やクリーニング等に係る費用を負担しなければならない。

(責任制限)

第10条 着ぐるみの使用により、使用者が被った損害及び着ぐるみに起因することで第三者に与えた損害に対しては、町は一切その責任を負わないものとする。

附則

この要領は、平成29年 5月 1日から施行する